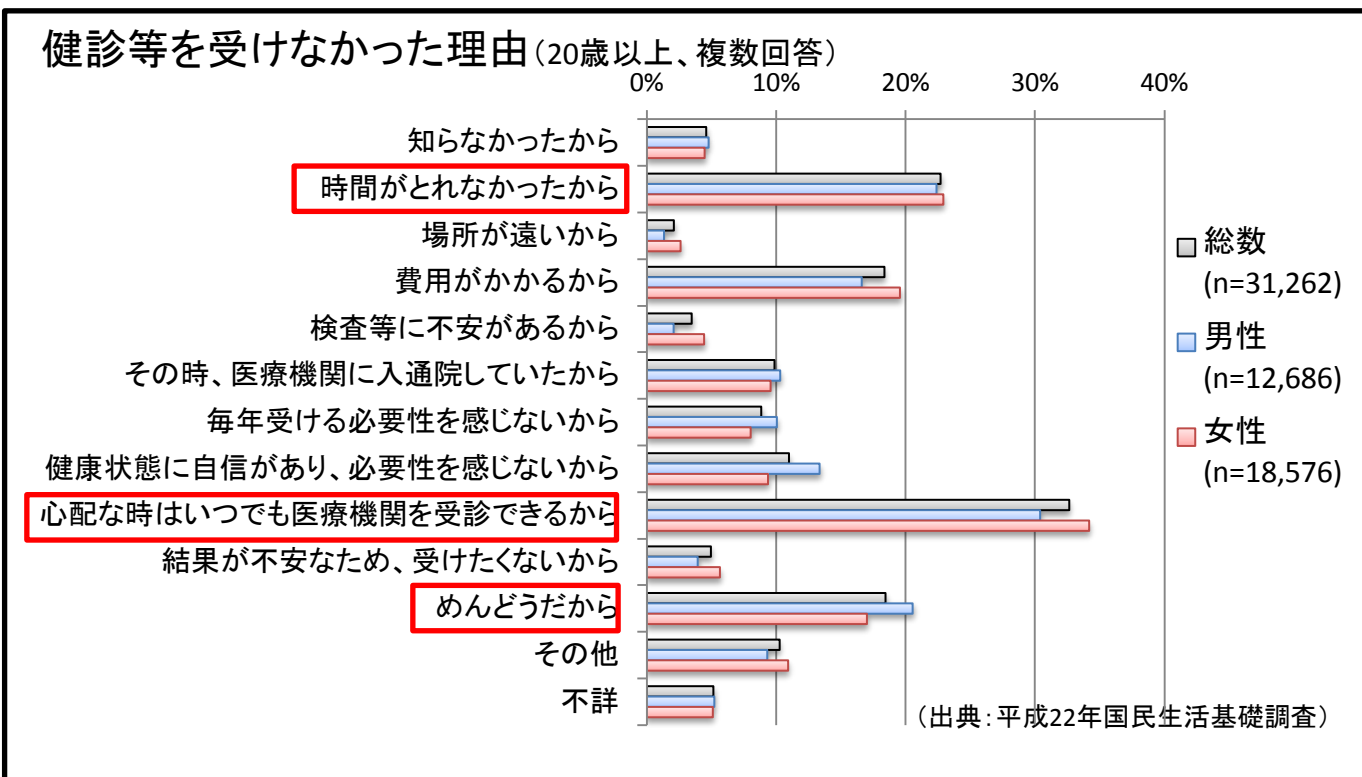


# 論点1. 国民の健康づくりに資する様々な健診等の実施率を向上させるためには、どのような取組が必要か。

○医療保険者・事業主・市町村において、目的を達成するために様々な健診等を実施しているが、受診率は目標を下回っている。

	特定健診	事業主健診	がん検診
実施主体	医療保険者	事業主	市町村 (事業主や医療保険者も実施)
目的	国民の健康の保持増進・高齢期の医療費の適正化	職場における労働者の健康と安全の確保	がんの死亡率を減少させる
受診率・受診者数	43.3% (約2,300万人)	88.3% (実施事業所割合)	受診率 23%~32% 受診者数 約1200万人~1700万人 (がん種により異なる) (国民生活基礎調査による推計値)  市区町村が実施するがん検診に限ると 受診者数約250万人~680万人 (事業報告による実績値)
目標	70% (平成24年度)	100%	50%(胃がん、肺がん、大腸がん検診は当面40%)

①健診等の意義や必要性について、国民への周知が十分に図られていないのではないかと。



# 論点1. 国民の健康づくりに資する様々な健診等の実施率を向上させるためには、どのような取組が必要か。

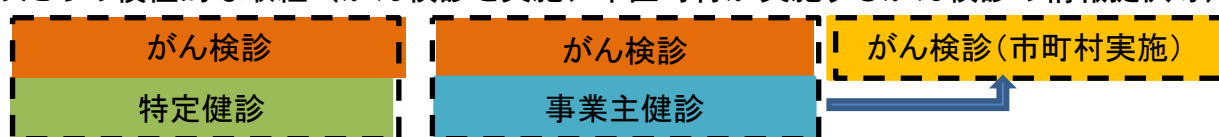
## ②実施率の向上・効率的実施という観点から、

- (1) 実施主体間の連携を強化し、各健診等の同時実施の機会を増やすこと
- (2) 医療保険者や事業主においても、特定健診や事業主健診に加え、がん検診の受診率向上のため、積極的に取り組むことが必要ではないか。

(1)の例：がん検診、市町村国保の特定健診及び被用者保険の被扶養者の特定健診を同じ日時・会場に設定



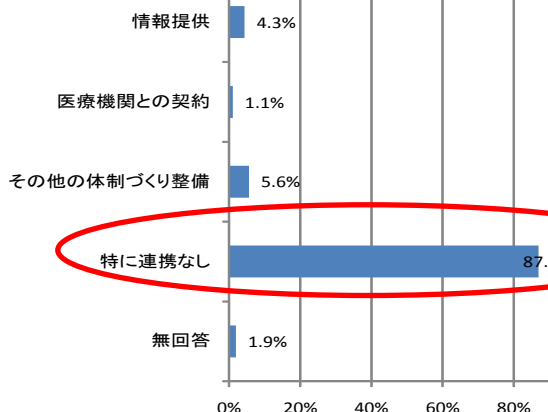
(2)の例：医療保険者や事業主において、特定健診や事業主健診に加え、がん検診の受診率向上のための積極的な取組(がん検診を実施、市区町村が実施するがん検診の情報提供等)



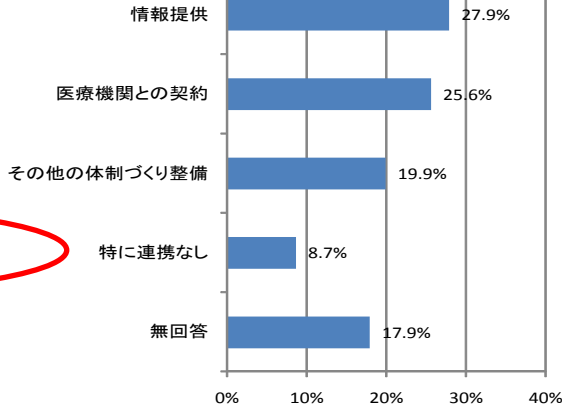
### ＜市町村のがん検診との特定健診の同時実施に向けた連携の状況＞

特定健診については、特に被用者保険と市町村との連携が進んでいない。

#### 被用者保険(1702保険者)



#### 市町村国保(1757保険者)



(出典)厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室調べ

## ③受診率の向上のため、対象者にインセンティブ(又はペナルティ)を設けることについてどう考えるか。

	特定健診	事業主健診	がん検診
実施主体の実施義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施義務あり</li> <li>受診率等により後期高齢高齢者支援金を加算・減算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施義務あり</li> <li>事業主が健診を実施しない場合、50万円以下の罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は努力義務あり</li> <li>事業主・医療保険者は任意で実施</li> </ul>
受診対象者の受診義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診義務なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診義務あり</li> <li>労働者が受診しない場合、労働安全衛生法違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の責務として、必要に応じて受診に努める規定あり。</li> </ul>

# 論点2. 国民の健康づくりの推進のため、健診等の結果をどのように活用するか。

①自治体・医療保険者・事業者は、国民の健康の増進に必要な取組を実施する努力義務が法律で定められているが、健診等の結果を十分に活用できていないのではないか。

## <市区町村のがん検診受診者における精密検査の受診状況(平成21年度)>

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
精密検査受診率 (%)	79.7	75.8	62.9	64.2	82.3
精密検査未受診率 (%)	10	10.7	18.4	15.4	6.5
精密検査未把握率 (%)	10.4	13.5	18.6	20.3	11.2

出典:地域保健・健康増進事業報告

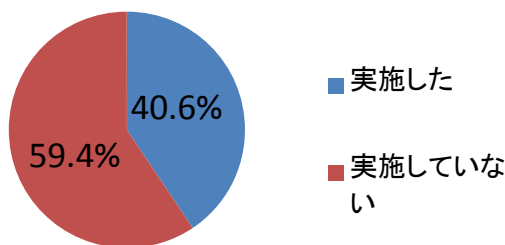
## <特定保健指導実施率>

特定健診の結果により実施する特定保健指導の実施率は低い(目標45%(24年度時点))。

	全体	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	組合健保	共済組合
平成22年度 (速報値)	13.7%	20.9%	7.7%	7.3%	6.6%	14.8%	10.4%
平成21年度 (確報値)	12.3%	19.5%	5.5%	7.3%	5.8%	12.2%	7.9%
平成20年度 (確定値)	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.6%	6.8%	4.2%

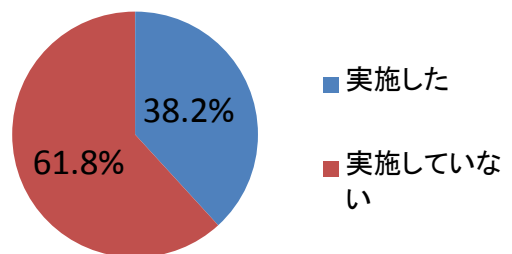
## <事業主健診実施後の事業所による措置状況(平成22年度)>

有所見者における事業主健診の結果について、事業主による医師等からの意見聴取



(※)事業者は有所見の労働者の健康を保持するための措置について、医師等の意見を聴かなければならない旨が労働安全衛生法に定められている。

事業主健診実施後の事業主による保健指導



(※)事業者は、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、保健指導を行うよう努めなければならない旨が労働安全衛生法に定められている。

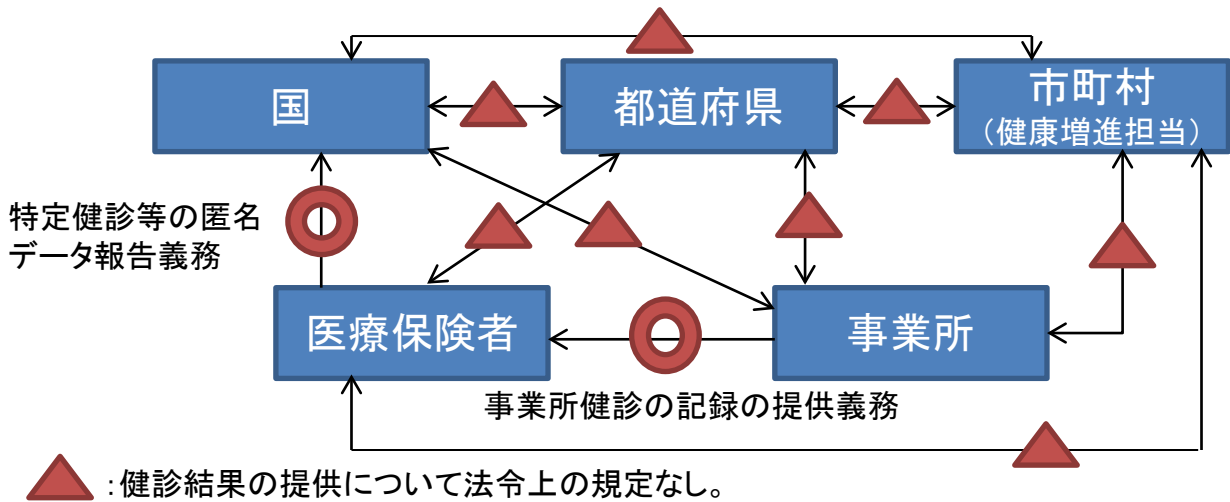
# 論点2. 国民の健康づくりの推進のため、健診等の結果をどのように活用するか。

②国・自治体・医療保険者・事業所は、他の機関が実施した健診等の結果も活用することが必要ではないか。

特に自治体においては、医療保険の加入者や労働者も含めた住民の健康増進のための総合的な取組を行うために、各機関が実施した健診等の結果が必要ではないか。

- 個人情報第三者へ提供するためには、各法令に根拠がある場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ることや、通知を行うことが必要。
  - (1) 国が医療保険者から特定健診の匿名データの提供を受けられること、
  - (2) 医療保険者が事業所から事業主健診の記録の提供を受けられることは、

法律に規定があるが、それ以外については健診データの授受のための同意を得る方法について、ルールを定めることが必要ではないか。



○ 健診データの授受を行うためには、データの様式等についてもルールを定めることが必要なのではないか。

(例) 特定健診の結果は、電子データ化されているが、事業主健診の結果は、紙媒体での保存が多い。

<事業主から医療保険者が健診データを受領する際の形式> (注)複数回答

